

平成22年第1回定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

	頁数
1 議案第32号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案	1

【所管事項説明資料】

	頁数
2 三重県病院事業「当面の運営方針(平成22年度)」(案)について	3
3 平成20年度包括外部監査の結果に対する対応結果について	9
4 志摩病院産婦人科の一部再開について	18

別冊 三重県病院事業「当面の運営方針(平成22年度)」(案)

平成22年3月12日

病院事業庁

【議案補充説明】

1 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

(1) 改正の理由

『県立病院改革に関する基本方針』において、県立志摩病院には、指定管理者制度を導入する方針が示されています。

今回の改正は、県立志摩病院に指定管理者制度を導入するために、必要な規定を整備しようとするものです。

(2) 改正の内容

- ① 県立志摩病院を病院事業の管理者が指定した指定管理者の管理とする旨の規定を整備します。
- ② 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等に係る規定を整備します。
- ③ その他必要な規定を整備します。

(3) 施行期日

平成24年4月1日（一部公布の日）から施行することとします。

参 考

三重県病院事業条例の一部を改正する条例案の概要

1 指定管理者による管理

志摩病院を病院事業管理者が指定した指定管理者の管理とする規定を新設

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務範囲の規定を新設

- (1) 診断、治療等の医療に関する業務
- (2) 志摩病院の施設等の維持管理（病院事業管理者が必要と認める事項に限る。）に関する業務など

3 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとするものの申請にかかる諸規定を新設

- (1) 志摩病院の事業計画書の提出など

4 指定管理者の指定

指定管理者の指定にかかる基準等に関する規定を新設

- (1) 指定にかかる基準
 - ・ 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること、など
- (2) 指定管理者の指定
 - ・ 病院事業管理者は、選定委員会の調査審議の結果を踏まえ、志摩病院を最も効果的に管理できると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する

5 選定委員会

指定管理者の選定を適正に行うため、知事の附属機関として、選定委員会を設け、業者選定を行う規定を新設

6 協定の締結

指定管理者と志摩病院の管理に関する事項等を定めた協定を締結する規定を新設

7 その他

指定管理者による事業報告書の作成及び提出、原状回復義務、損害賠償義務、秘密保持義務等の規定及び病院事業管理者による業務状況の聴取、必要に応じた指示等の規定を新設

8 附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する

指定管理者の指定及びそれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においてもこの条例の規定により行うことができる

【所管事項説明】

2 三重県病院事業「当面の運営方針（平成22年度）」（案）について

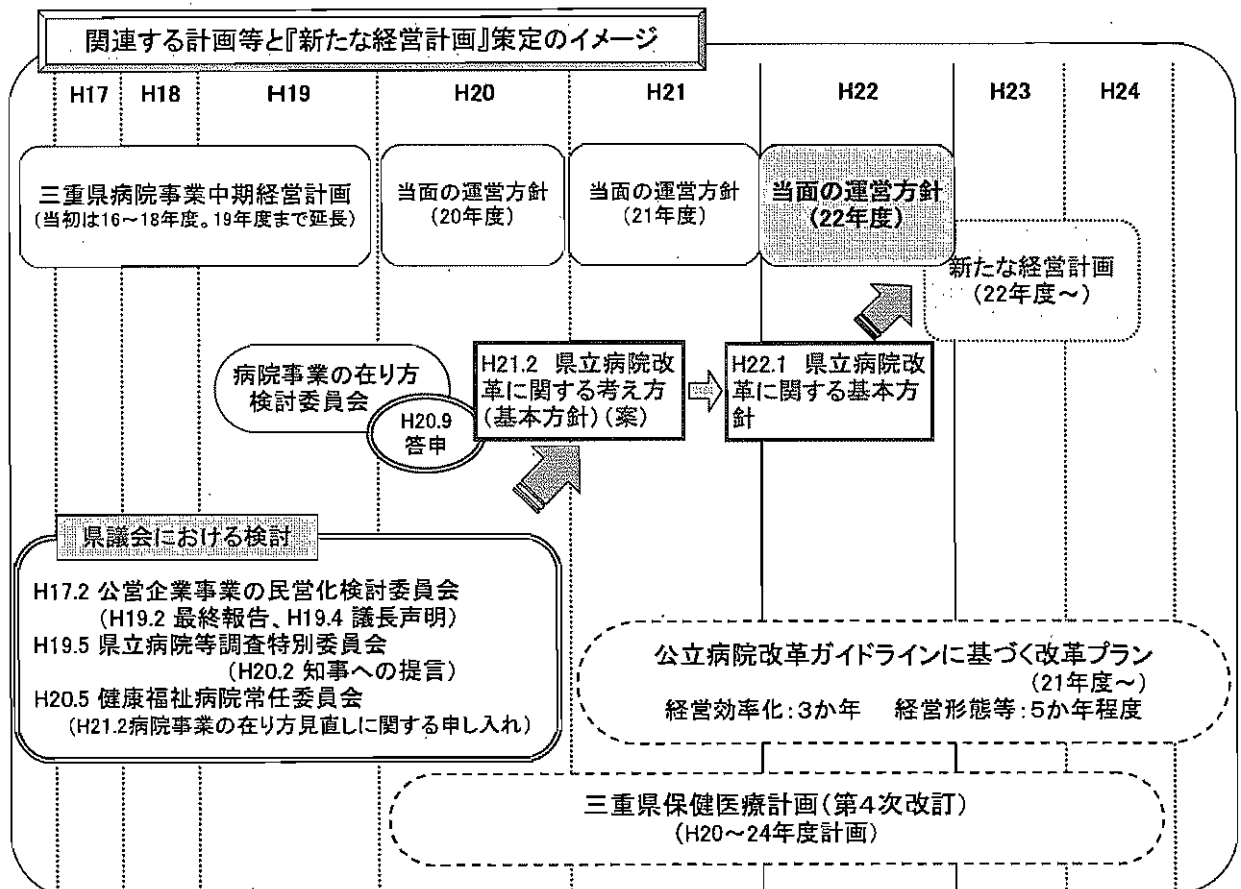
1 当面の運営方針（平成22年度）の位置付け【本冊 第1章(1～2頁)】

近年、全国的に医師・看護師の不足が深刻な社会問題となっていますが、本県の県立病院においても、医師・看護師の不足により地域に求められる病院機能が十分に発揮できない状況になっています。なお、平成22年度診療報酬改定は、平成12年度以来のネットでの引き上げ改定や、また医学部の定員増が打ち出されて中長期的には医師数の増加が見込め、地域医療の維持・充実及び病院経営の改善が期待されます。

このような中、県立病院の役割・機能や経営形態等について検討が行われて、「病院事業の在り方検討委員会」からは平成20年9月に答申が出され、平成22年1月には県議会に対して「県立病院改革に関する基本方針」が示されたところです。

平成22年度については、平成21年度における取組を総括した上で、平成22年度にかかる各県立病院の重点取組等を「当面の運営方針（平成22年度）」としてとりまとめ、病院事業を実施してまいります。

なお、新たな経営計画については、「県立病院改革に関する基本方針」及びそれにかかる議論を踏まえた上で、策定作業に着手いたしたいと考えております。



2 平成21年度の評価と総括について

(1) 病院事業庁（県立病院経営室）【本冊 第2章(3頁)】

- ① 高度専門、救急医療、災害医療、人材育成等の公的な役割を担いながら、県民から信頼され、支持される病院づくりをめざしており、県内の医療水準の向上のため、臨床研修医の確保育成や看護実習生の受け入れ等についても積極的に取り組みました。
- ② 一般会計からの長期借入金の受け入れ等による資金援助を受けることとしていましたが、収支改善等に取り組んだことから不良債務の発生を回避することができました。

(2) 総合医療センター【本冊 第2章(4～6頁)】

- ① がん・脳卒中・心筋梗塞などの高度医療を提供するとともに、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療拠点病院などの政策的な役割・機能を発揮し、人材の確保や育成についても臨床研修医の育成や看護実習生の受け入れ等に取り組みました。また、平成21年8月にがんサポート室を開設し、緩和ケア外来や患者サロンを設けるとともに、新指針に基づく地域がん診療連携拠点病院の指定更新に向けて取組の強化等を図りました。救急医療についても、新型インフルエンザ患者の増加等により救急患者受入数は増加しました。
- ② 平均在院日数約1日の短縮等で病床稼働率は前年度を下回っているものの、安心で質の高い医療・看護を提供するため、平成21年10月1日に7対1看護基準を取得し、充実した看護体制を整えました。また、看護師の定着率は年々改善し、平成21年度は90%を上回る見込となっており、さらに新年度に向けて一定の看護師数を確保しました。

(3) こころの医療センター【本冊 第2章(7～9頁)】

- ① 平成20年度からは、「精神科早期介入事業」の充実に努め、精神科における『早期発見・早期支援・早期治療』に取組み、院内に『ユース・メンタルサポートセンター MIE: YMSC MIE』を立ち上げ、日本における精神科早期介入の拠点活動を行っています。また、増加する認知症ニーズに応えるため、平成21年4月に、県の「認知症疾患医療センター」の指定を受け、認知症治療や相談事業の拠点としての役割を担っています。さらに、自傷・他害の恐れが強い措置鑑定について、保健所からの依頼に基づき積極的に対応した結果、平成21年度においては、県内トップ件数の措置鑑定に対応しました。
- ② アルコールデイケアの開設など、一日平均外来患者数は平成20年度に比べ増加するとともに、外来単価についても平成20年度単価からアップしており、外来収益の増収を達成することができました。また、提供する医療の質が充実し、診療報

酬単価も高い施設基準へ移行したことから、前年度と比較して入院単価が増加して、入院患者数の減少を単価増で補うかたちとなり、入院収益についても増収を果たすことができました。

(4) 一志病院 【本冊 第2章(10~12頁)】

- ① 総合的な診療（家庭医療）に対応できる常勤の医師（家庭医）を5名確保して、家庭医療に対応できる診療体制を維持するとともに、訪問診療件数が417件と前年度に比べ16%増加、救急患者受入件数が988件と前年度に比べ31%増加、予防医療受診件数が1,650件と前年度に比べ19%増加するなど求められる役割・機能を発揮しています。また、常勤医師2名が、三重大学家庭医療学プログラムに基づく当院での取組を踏まえ、日本家庭医療学会から家庭医療専門医として認定されました。
- ② 家庭医療の実践が地域に着実に定着してきている状況のもと、常勤医師5人による診療体制を維持したことにより、前年度に比べ、入院、外来患者数が増加するとともに、予防医療の啓発に取り組んだことにより、健康診断等受診者が増加し、医業収益が増加する見込みとなっています。

(5) 志摩病院 【本冊 第2章(13~15頁)】

- ① 内科系救急医療の提供につきましては、内科系医師の減少に伴い、これまでの365日24時間の対応から曜日限定による二次救急対応へと、体制を縮小して運用せざるを得なくなり、平成20年度に比べ救急患者受入数は大幅に減少しました。三重大の支援を受けて夏季期間の内科系（小児も含む）一次救急患者の受け入れなどを行いました。状況は厳しく、志摩地域の医療を守るためにも、今後も志摩病院の体制強化に努めるとともに、行政機関及び医療関係機関等とより一層連携していく必要があります。また、6月から院内助産師による「助産師外来」を開設し、従来から行っている「おっぱい広場」などの教室と併せ、地域のニーズに合わせた活動を展開しています。
- ② 入院、外来とも診療単価は向上していますが、医師の減少に伴う、診療体制の縮小による患者数減の影響が大きく、入院、外来収益ともに平成20年度を大幅に下回る見込みとなっています。なお、精神科病床に関しては、平成20年度の病床運用の見直し以降順調に推移しています。

3 平成22年度の取組について

(1) 病院事業庁（県立病院経営室）【本冊 第3章(17～18頁)】

- ① 医師・看護師不足のうち、医師については、臨床研修医の確保等成果が見られるものの、地域別、診療科別の偏在は解消されておらず、県立病院の中では特に志摩病院の医師不足が深刻さを増しています。このため、研修環境等改善に関する対策を講じ、勤務医にとって働きがいのある職場環境づくりを進めます。また、看護師については、病院事業庁独自の看護師修学資金制度の創設や新人看護師の技術支援等に取り組んできましたが、総合医療センターや志摩病院において稼働病床数を制限せざるを得ない状況が続いています。このため、看護師修学資金制度の見直しを図るとともに、看護師の確保定着に関する取組を積極的に行います。
- ② 新型インフルエンザ（H1N1）のさらなる流行に対応するため、引き続き、患者の受け入れ等には的確に対応していきます。また、新型インフルエンザ対策については、強毒型の新型インフルエンザでも県庁全体で緊急的な取組を行いますが、県立病院においても発生時に的確に対応するため、備蓄及び災害対策も含めた訓練を行い、対応強化を図ります。

(2) 総合医療センター【本冊 第3章(19～21頁)】

- ① 引き続き、高度医療の提供や救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの政策的な役割・機能の発揮に努めるとともに、臨床研修医の育成や認定看護師の養成等の人材育成について、積極的に取り組みます。また、紹介患者の受け入れ等や県民、医療機関を対象にした研究会・講演会の実施、患者の利便性・サービスの質の向上のための地域連携室の移設整備を図るとともに、最先端のCTなど高度医療機器を更新することにより、地域医療機関との連携を強化して、紹介率向上を図り、地域医療支援病院の指定承認の取得に向けた体制整備を行います。
- ② 各部門間の連携を円滑に進め、7対1看護基準体制を維持しながら病床稼働率の向上に努めるなど、適正な病床管理を行っていくとともに、看護師数の充足状況に応じて、現在の稼働病床数の増床を検討・実施していきます。また、新人看護師の卒後臨床研修システムの構築や働きやすい職場環境の整備により、看護師の確保・定着に努めます。

(3) こころの医療センター【本冊 第3章(22～25頁)】

- ① 引き続き精神科救急・急性期医療の充実を図るため、機能充実の取組、措置鑑定対応や夜間・休日の精神科救急患者の受け入れに努めます。また、自殺対策や産業精神保健の分野においてもニーズの高まりから、行政や関係医療機関とネットワークを立ち上げ、事業推進を図っていきます。
- ② 精神科医療においては、一般診療科と比較してマンパワーに依る部分が大きいこ

とから、人材の確保・育成が重要であり、特に精神保健指定医については、施設基準上、診療報酬上ともに重要なことから引き続き確保と育成に努めるとともに、看護の専門性の向上を図るため、専門・認定看護師の確保と育成に努めていきます。

(4) 一志病院 【本冊 第3章(26～27頁)】

- ① 過疎化、高齢化の進む地域において必要とされる総合的な診療（家庭医療）を提供するため、幅広い臨床能力を有する常勤医師の確保、定着を図り、内科外来患者数の増加に努めます。地域が必要とする医療サービスを提供するため、紹介患者や検査紹介の積極的な受け入れ等により地域の診療所や福祉施設等との連携を強化します。
- ② 現在の診療体制を維持することで医業収益の確保を図るとともに、給与費、材料費の抑制に取り組みます。また、地域内の診療所や他病院からの紹介患者を積極的に受け入れることにより、入院患者数の増加（病床稼働率の向上）に努めます。

(5) 志摩病院 【本冊 第3章(28～30頁)】

- ① 地域の救急医療を守るため、引き続き、医師をはじめ医療スタッフの確保に注力するとともに、地域の医師会、他の医療機関、消防機関や行政機関などにより一層の連携を図りながら、救急医療体制の維持に努めます。また、へき地医療拠点病院、災害拠点病院としての役割を果たします。
- ② 内科・循環器科医師の減少などに伴い、診療体制を縮小せざるを得ない状況となっていますが、地域の医療ニーズに対応できるよう、平均在院日数とのバランスがとれた病床管理をより一層推進し、病床稼働率の向上に努めます。また、不足している医師の確保対策を推進することにより経営の健全化を図ります。

4 一般会計繰入金について 【本冊 第4章(31~32頁)】

救急医療、高度医療、人材育成等の県立病院が果たしている役割・機能について、地方公営企業法や総務省通知等の内容を勘案し、その必要経費について一般会計から繰り入れていきます。平成22年度当初予算における一般会計繰入金は総額で48億1,554万4千円です。また、各病院の項目別の積算の考え方や主な取組目標やその取組結果等についてはホームページでも公表する予定です。

【資料】平成22年度当初予算における一般会計繰入金の病院別、項目別内訳

	事業合計	総合医療センター	こころの医療センター	一志病院	志摩病院	県立病院経営室
項目1 人材育成に要する経費	387,080	253,229	45,707	20,506	67,638	-
項目2 救急医療の確保に要する経費 ★	555,575	380,940	40,580	23,594	110,461	-
項目3 保健衛生行政事務に要する経費	289,032	83,280	35,067	-	30,823	139,862
1 災害対策に要する経費	86,906	51,275	7,726	-	27,905	-
2 感染症対策に要する経費	24,613	24,613	-	-	-	-
3 院内保育所運営に要する経費	21,044	7,392	13,652	-	-	-
4 認知症疾患医療センター運営に要する経費	1,724	-	1,724	-	-	-
5 医療行政に要する経費	139,862	-	-	-	-	139,862
6 へき地医療に要する経費	2,918	-	-	-	2,918	-
7 医療観察法、鑑定入院に要する経費	11,965	-	11,965	-	-	-
項目4 経営基盤強化対策に要する経費	718,350	217,205	96,923	259,019	127,952	17,251
1 不採算地区立地経費	237,313	-	-	237,313	-	-
2 医師及び看護師等の研究研修に要する経費	19,885	5,659	1,514	1,071	3,969	7,672
3 共済組合追加費用の負担に要する経費	461,152	211,546	95,409	20,635	123,983	9,579
項目5 高度医療に要する経費 ★	285,827	153,309	-	-	132,518	-
項目6 特殊医療に要する経費 ★	206,593	95,556	63,252	4,308	43,477	0
1 小児医療・周産期医療に要する経費	89,969	58,188	-	-	31,781	-
2 リハビリテーションに要する経費	49,064	37,368	-	-	11,696	-
3 生活指導・訪問指導に要する経費	4,308	-	-	4,308	-	-
4 アルコール依存症医療に要する経費	63,252	-	63,252	-	-	-
項目7 建設改良に要する経費 (収益的収支分)	427,300	302,589	62,281	3,769	58,661	-
項目8 精神病院運営割高経費 ★	740,797	-	622,714	-	118,083	-
項目9 公的基礎年金拠出金に要する経費	203,078	92,164	42,367	9,075	55,141	4,331
項目10 児童手当に要する経費	56,030	-	-	-	-	56,030
収益的収入 合計	3,869,662	1,578,272	1,008,891	320,271	744,754	217,474
項目11 建設改良に要する経費 (資本的収支分)	945,882	505,238	190,278	50,462	199,904	0
1 建設改良費	0	-	-	-	-	-
2 企業債償還元金	945,882	505,238	190,278	50,462	199,904	-
資本的収入 合計	945,882	505,238	190,278	50,462	199,904	0
合計	4,815,544	2,083,510	1,199,169	370,733	944,658	217,474

【所管事項説明】

3 平成20年度包括外部監査の結果に対する対応結果について

平成20年度に実施された包括外部監査の結果に対する対応結果について報告します。

(1) 実施テーマ

情報システムに係る財務に関する事務の執行

(2) 病院事業庁関係の指摘事項

志摩病院医療情報システムに対し、指摘事項は12件(結果6件、意見6件)です。

(3) 指摘事項及び対応結果の概要

1. 情報セキュリティの管理について

〔指摘事項〕

志摩病院の医療情報システムは、管理者が利用する特権IDと医師・看護師等が利用する一般ユーザIDのパスワードの定期的な変更がされていない。また、バックアップ媒体の外部保管の実施がされていない等、県の定めている基準(情報セキュリティ対策基準)が遵守されていない。(結果4件、意見1件)

〔対応結果〕

「一般ユーザIDのパスワード」については、システムで強制的にパスワードを変更する仕組みを導入し、定期的な変更を実施しています。また、「特権IDのパスワード」については、システムの関係上、次回の更新時の仕様に反映する方向で検討しています。なお、「バックアップ媒体の外部保管」については、既に病院内別棟の鍵のかかる耐火金庫内で保管を行っています。

2. 情報システムの調達の適切性について

〔指摘事項〕

契約書の記載誤りや書面による再委託の承諾が実施されていない等、「三重県情報システム(入札・契約)ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」に沿った手続きが不適切である。(結果1件、意見1件)

〔対応結果〕

「契約書への誤った条項の記載」については、新しい条項に訂正した「覚書」を締結済みです。また、「再委託先への書面による承諾」については、今後は適切性を判断したうえで、書面により承認を行います。

3. 情報システムの有効性、経済性、効率性について

〔指摘事項〕

外部委託事業者との連絡会議に関する開催要領や導入時の総合評価一般競争入札における点数評価の根拠が明確になっていない。また、見積工数にかかる詳細

な作業の内訳が記載されていない。(結果1件、意見4件)

[対応結果]

連絡会議については、「三重県志摩病院医療情報システム連絡会議開催要領」を作成し、会議の目的や位置づけを明確化したところです。また、「評価に対する根拠」については、今後の更新の際には、適切な評価項目を設定し、落札者決定に至る過程を記録することとします。なお、「見積工数の詳細な記載」についても、今後のシステム更新の際には、「情報システム関連予算見積作成ガイドライン」に沿って実施することとします。

以上のとおり、現時点で修正対応できる監査結果・意見については、県の定める基準やガイドラインに基づき、改善を行ったところです。

入札制度の運用にかかる意見については、今後のシステム更新時に、他部局の事例等を参考にしながら、適切に処理します。

平成20年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 全般的な結果及び意見		
8. 志摩病院医療情報システム		
(1) 再委託先の承認過程の明確化【意見】		
<p>平成18年度に締結された「三重県立志摩病院医療情報システム構築業務及び賃貸借契約」においては再委託の制限条項があり、内容としては「業務の実施について、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について甲（三重県）の承認を得た場合はこの限りでない。」と記載されていた。</p> <p>当該契約については、委託先としてJ社と契約を実施したうえで、委託先からK社に業務の一部を下請けさせたい旨の部分下請申請書が提出されていた。当該申請に対する承認資料の有無を確認したところ、入札プレゼンテーションの段階で当該業者を下請として利用することとなっており、契約書締結と併せて病院内における決裁を受けたとの説明を受けた。しかし入札プレゼンテーションでは下請業務の規模等については明確にされていなかった。</p> <p>部分下請申請書によると委託先は金額相当で約22.5%を下請業者に発注しており再委託先の業務割合は相対的に重要であったと判断されるため、再委託先の承認については別途書面等により主体的に検討した承認過程を明確にすべきだったと判断される。</p> <p>平成20年度の「三重県情報システム調達(入札・契約)ガイドライン」においては再委託を原則禁止とし、書面により県の承諾を受けた場合においては再委託の実施を行うことができるとしていることを踏まえた上で、今後において再委託の承認を実施する際には再委託先の承認に至った経緯を含めて書面等により明確にすることが望ましい。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>監査意見のとおり、再委託先の適切性の検討と承認過程を明確にし、書面による再委託先の承認を行います。</p>	<p>病院事業庁</p>
(2) 契約書の適切な記載【結果】		
<p>三重県立志摩病院医療情報システム構築業務及び賃貸借契約の変更契約書の閲覧を実施したところ、権利義務の譲渡等の禁止のただし書きにおいて「売掛債権の譲渡を行った場合、委託者の対価の支払による弁済の効力は、<u>三重県病院事業庁会計規程第65条</u>に基づき、支出命令権者が企業出納員に対して支出命令を発した時点で生じるものとする。」としていた。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>すでに委託先と契約書に記載されている改正前の条文の読み替えに関し、委託先と覚書を交わしています。</p>	<p>病院事業庁</p>

<p>ただし、三重県病院事業庁会計規程は平成 19 年 3 月 30 日付けで改正がなされており、当該日付以降に実施された平成 20 年 1 月 28 日付けの当該契約について下線部分は三重県病院事業庁会計規程（平成 19 年三重県病院事業庁管理規程第 2 号）第 39 条が、現在の会計規程に適合する内容となっている。</p> <p>契約書については締結した契約の内容を記載し、その成立を証明する文書であるため、適切な文言により作成することが必要である。</p>		
<p>(3) 《再掲》特権 ID のパスワードの定期的な変更【結果】</p>		
<p>「情報セキュリティ対策基準」において、パスワードの定期的な変更について定められている。しかし、志摩病院医療情報システムにおいて、サーバの特権 ID はシステムの導入時以降、パスワードが変更されていない。パスワードは時間をかけて推測することで解読することが可能であることから、月日が経つにつれて強度が弱くなる性質を持つ。パスワードを定期的に変更することによって強度はリセットされ、強度を回復させることができるが、長期間変更が実施されない場合には強度は低下し続け、第三者によって推測される可能性が高まる。</p> <p>なお、パスワード強度は、パスワードの定期的な変更以外にも、パスワード文字数を増やす、設定するパスワードに文字や数字、記号を組み合わせる等により維持される。</p>	<p>△検討中（次回更新時に仕様に反映することを検討）</p> <p>志摩病院の医療情報システムは、21 台のサーバが特権 ID を利用して連携しているため、容易に変更が出来ません。</p> <p>なお、当該システムは、外部の情報ネットワーク環境とは接続されていないため、外部から侵入される危険性がないこと、また、サーバを設置している部屋については、限定された職員の指紋認証によるドアロックが完備されており、一般の職員でさえも入室を制限することにより物理的なセキュリティを確保しています。</p> <p>「情報セキュリティ対策基準」には、『パスワードは、システム上変更できない場合を除き、定期的に変更すること』が規定されており、特権 ID のパスワードの変更は、『システム上変更できない場合』に該当すると考えています。</p> <p>また、次回の更新時には、監査指摘の内容が仕様に反映する方向で検討しています。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>(4) 《再掲》一般ユーザ ID のパスワードの定期的な変更【結果】</p>		
<p>「情報セキュリティ対策基準」において、パスワードの定期的な変更が定められている。しかし、志摩病院医療情報システムにおいて、県職員が利用するシステムの一般ユーザ ID は、システムから利用者にパスワードの強制変更を求める仕組みは採用されておらず、また、利用者が各自で定期的にパスワードを変更しているかについても確認されていなかった。</p> <p>パスワードは時間をかけて推測することで解読することが可能であることから、月日が経つにつれて強度が弱くなる性質を持つ。パスワードを定期的に変更することによって強度はリセットされ、強度を回復させることができるが、長期</p>	<p>◎対応済み</p> <p>システムで強制的にパスワードを変更する仕組みを導入し、パスワードの定期的な変更を実施しています。</p>	<p>病院事業庁</p>

<p>間変更が実施されない場合には強度は低下し続け、第三者によって推測される可能性が高まる。</p> <p>なお、パスワード強度は、パスワードの定期的な変更以外にも、パスワード文字数を増やす、設定するパスワードに文字や数字、記号を組み合わせる等により維持される。</p>		
<p>(5) 《再掲》外部委託事業者に対するセキュリティ管理の実施状況の確認【結果】</p>		
<p>外部委託事業者へのセキュリティ管理の実施状況確認について、「情報セキュリティ対策基準」では、外部委託事業者が契約内容に基づいた管理を実施していることを確認することが求められている。</p> <p>しかし、志摩病院医療情報システムの開発、保守業務を委託した外部委託事業者に対してセキュリティ管理の実施状況が確認されていなかった。</p> <p>確認が行われない場合、県が外部委託事業者に統一的に求めるセキュリティ基準を遵守していないケースが存在しても発見することができない。その結果、外部委託事業者のセキュリティ管理に起因した情報漏洩が生じる可能性がある。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>外部委託事業者が院内で作業を行う際には、指紋認証で入室が制限されている部屋の中、職員立会いの元で行われており、データを室外へ持ち出さないこととしているため、個人情報漏洩の可能性は極めて低いと考えております。</p> <p>さらにセキュリティ管理に万全を期すため、監査意見のとおり、入退室記録の台帳管理と作業報告書へ個人情報の取り扱いに関する項目の追加を行いました。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>(6) バックアップ媒体の適切な保管の実施【結果】</p>		
<p>情報資産のバックアップ媒体の保管について、「情報セキュリティ対策基準」では重要性分類が特 A 以上の個人情報を保有している情報システムは、バックアップデータを定期的に取り出し可能な外部記録媒体に複製し、情報システム設置場所以外の適切な場所で保管することが求められている。</p> <p>志摩病院医療情報システムにおいては、重要性分類が特 A 以上の個人情報を保有しているため、情報資産のバックアップ媒体の保管方法として、情報システムに記録された情報資産のバックアップデータが保存された外部記録媒体を情報システム設置場所以外の適切な場所に保管する、または、情報システム設置場所以外の適切な場所に設置されたバックアップサーバに保存することが求められる。しかし、情報資産のバックアップ媒体は院内で最もセキュリティが高く免震・耐火対策が行われているとの観点から、情報システム設置場所に保管されていた。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>バックアップ媒体の保管場所を情報システム設置場所から、院内別棟の鍵のかかる耐火金庫内に変更を行っています。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>(7) サーバ OS のソフトウェアの更新の実施【意見】</p>		
<p>一般的に修正プログラムと呼ばれる、ベンダが提供する不具合に対するソフトウェアの更新の実施について、「情報セキュリティ対策基準」では計画的に実施することが求められている。</p> <p>しかし、志摩病院医療情報システムで使用しているサーバの OS は、不具合に対するソフトウェアの更新が行われていない。このため、不具合に起因する情報セキュリティ上の重大な影響を及ぼす問題が発生する可能性がある。</p>	<p>◎対応済み</p> <p>ベンダが提供する不具合に対するソフトウェアの更新については、監査意見にもある通り、OS 上で稼動するアプリケーションへの影響を検証する必要があることから、必要最小限としているところです。</p>	<p>病院事業庁</p>

<p>なお、県より、志摩病院医療情報システムは、ネットワークの構成上、サーバは外部ネットワークに接続されていないため、外部ネットワークからの攻撃を直接の理由とした情報セキュリティ上の重大な影響を及ぼす問題が発生する可能性は高くはないとの説明を受けた。また、OSの不具合に対するソフトウェアの更新を実施することにより、OS上で稼働するアプリケーションへの影響を検証する必要があることから、基本的にサーバOSのソフトウェアの更新は実施しないとアプリケーションに重大な障害が発生する場合など、必要最小限とする方針を採用しているとの説明を受けた。</p> <p>サーバOSに対して不具合に対するソフトウェアの更新を実施することが望ましい。または、情報セキュリティ上の重大な影響を及ぼす問題が発生する可能性が高くないと判断される場合や、その他合理的な理由がありソフトウェアの更新を実施しない場合は、その理由を明確にした上で正式な方針として責任者の承認を受け、承認の際の記録を残すことが望ましい。</p>	<p>年1回の、保守点検において不具合があればソフトウェアの更新を実施することとしています。</p>	
<p>(8) 外部委託事業者の見積工数の内訳の検討【意見】</p> <p>志摩病院医療情報システムの業務委託において、システムの変更業務等を外部委託業者に委託する際は、外部委託業者に作業の見積工数の提出を求め、見積金額を明記した「明細書」や、「明細書」の内訳を示した「明細内訳書」等を受領していた。しかし、「明細書」や「明細内訳書」には、アプリケーションシステムの導入に関して「〇〇システム、数量 1、単位 式、金額 〇〇」のように作業名称や数量、見積金額が記載されるのみで、各作業の内訳が記載されていなかったため、どのような理由でその作業に何人日必要なのかが把握できず、見積工数の妥当性を検証することが困難な状況にあった。このため、正確に見積工数の妥当性の判断を行えない可能性がある。</p> <p>システムの機能改善業務を外部委託業者に委託する際は、外部委託事業者から見積書等と併せて各作業の詳細な内訳の提出を求め、各作業の内訳に対して見積工数が妥当か否かを検証することが必要である。また、各作業の詳細な内訳に関する情報を一定期間にわたり収集し蓄積することで、類似する案件の見積工数の妥当性を判断する際の参考情報として利用することが可能になると考えられる。</p>	<p>△検討中（次回更新時に反映することを検討）</p> <p>監査意見の通り、今後は詳細な見積りの取得と妥当性の判断を、「情報システム関連予算見積作成ガイドライン」に沿って実施することとしています。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>(9) システム変更手続の実施記録や開発ドキュメントの保有【意見】</p> <p>志摩病院医療情報システムにおいて、本番稼働前に実施したパッケージソフトへのカスタマイズについて記録した「電子カルテカスタマイズ一覧」には、これまで実施されたシステム変更の変更概要や対応状況、優先度等が記載されていた。しかし、本番移行後の試行期間内(3ヵ月)におけるシステムの不具合修正については、実際の操作により適切に実施されたことを確認しているとの説明を受けたが、</p>	<p>◎対応済み</p> <p>監査意見の通り、システム変更の手続きについては「システム連絡票」を活用して詳細な記録を残すこととし、開発ドキュメントについても「システム連絡票」に</p>	<p>病院事業庁</p>

パラメータ情報などシステム変更の実施承認の記録や本番移行承認の記録、パラメータ情報の変更の詳細など、システム変更手続の実施記録が残されていなかった。また、システム変更に伴い作成されるべきテスト仕様書、テスト結果報告書等の開発ドキュメントが入手または作成して残されていなかった。

システム変更に関わる変更の実施や本番移行の承認記録が残されていない場合、当該変更に対する責任の所在が不明確になる可能性がある。また、システムの変更の詳細や、最新化された設計書が残されていない場合、過去の変更内容や稼働するシステムの設計情報が把握できなくなる可能性がある。テスト仕様書や結果報告書が入手されない場合、県が意図した通りにシステムの変更が行われたのかを検証することができず、システム変更が適切に実施されていないことを発見できなくなる可能性がある。

実施承認の記録や本番移行承認の記録、システム変更の詳細など、システム変更手続の実施記録を残すことが望ましい。県は志摩病院医療情報システムの保守業務を担当する外部委託事業者への問い合わせや連絡などに「システム連絡票」の様式を利用しており、システム変更が発生した際は本様式を用いて外部委託事業者に対し依頼がなされる。例えば、本様式を有効活用し、システム変更の際には従来から様式に記録していた情報に加え、今後は実施承認の記録や本番移行承認の記録、変更の詳細などの情報も記録していくことも一例として挙げられる。

また、テスト実施時のテスト仕様書やテスト結果報告書等の開発ドキュメントを外部委託事業者から入手し、システムの変更が適切に実施されたことを検証することが望ましい。システム変更が適切に実施されたことを確認した後、変更作業を完了する際は、システムの変更内容が既存の仕様書や設計書に正しく反映されていることを確認し、仕様書、設計書を常に最新の状態に保つことが望ましい。

確認・保存すべき書類等を記入できるように改善して情報の管理を行うこととしています。併せて変更内容が仕様書、設計書に正しく反映されていることを確認することとしています。

(10) 連絡会議の開催要領の明確化【結果】

志摩病院医療情報システムにおいて、志摩病院医療情報システムの保守契約における仕様を定めた「三重県立志摩病院医療情報システム サーバ機器・ソフトウェア等保守業務委託仕様書」には、外部委託事業者への委託業務要件の共通事項として、「年4回以上の連絡会議を実施すること」と定められていた。

業務委託仕様書に定められた連絡会議は、情報化推進委員会等として実施されていたが、本連絡会議の目的や位置づけ、検討内容等について実施頻度以外は明確になっておらず、本会議でどのような事項を協議するのか、会議の開催要領が明確になっていなかった。

なお、システムの変更や障害対応などで業務上外部委託事業者に連絡が必要になった際は、必要に応じて随時外部委託事業者と連絡を取り、打合せの開催や対応を実施しているとの回答を得た。

◎対応済み

「三重県立志摩病院医療情報システム連絡会議開催要領」を作成し、システム連絡会議を毎月実施しています。

病院事業庁

<p>(11) 総合評価一般競争入札制度における落札者決定基準の見直し【意見】</p> <p>志摩病院医療情報システムの導入は、平成18年度に総合評価一般競争入札制度により実施された。</p> <p>落札者決定基準の別紙1「提案書評価表」には、「基本要件」、「ハードウェア要件」、「ソフトウェア要件」などの評価の観点が列挙されており、観点ごとに加重点が設定されていた。病院側が重要と考える観点には、より高い加重点が設定されていた。</p> <p>落札者決定基準の評価の観点のうち、「ソフトウェア要件」は、情報システムにどのような機能を盛り込むのかをまとめたものであり、言い換えると、どこまでの業務を人手に代わり情報システムに自動化させるのかをまとめた、システムの計画・設計を行う際の前提となる必須要件である。しかし、落札者決定基準の別紙1「提案書評価表」では、仮に「ソフトウェア要件」が満たされていなくても、他の要件で高得点を獲得した応札者が落札できてしまうことになる。このため、「ソフトウェア要件」が満たされないままシステムの計画・設計がなされ、県が意図した機能が盛り込まれないシステムが開発され導入されてしまう可能性がある。</p> <p>提案書評価表において各要件に加重点を設定する際の、業務の情報システム化要件を含む「ソフトウェア要件」の扱いを慎重に検討することが望ましい。前述の通り、「ソフトウェア要件」はシステムの計画・設計を行う際の前提となる必須要件であり、これらが満たされないと県の意図した機能と異なるシステムが出来上がるリスクがあることから、加重点を上げるだけでなく、項目評価点の基準点を設定し、基準を満たさない応札者を落札者から除外することも一例である。また、「ソフトウェア要件」は、必須要件であることから、そもそも提案書評価表の評価の観点から除外し、要件を充足させることを必須とすることも考えられる。</p>	<p>△検討中（今後の更新時に反映することを検討）</p> <p>監査意見の通り、今後の更新の際には必須要件であるソフトウェア要件等が除外されることがないように、他部局の事例も参考に、落札者決定基準を見直すこととします。</p>	<p>病院事業庁</p>
<p>(12) 総合評価における点数評価の根拠の明確化【意見】</p> <p>志摩病院医療情報システムの導入は、平成18年度に総合評価により実施された。落札者決定基準にもとづいて、応札者からの提案内容に対し複数人の審査委員が評価項目ごとに0点から5点までの評価点が決められた。評価の観点としては、システムの構成、セキュリティ要件、開発体制などを含む「基本要件」、サーバ、クライアントのスペックに関する要件を含む「ハードウェア要件」、業務の情報システム化要件を含む「ソフトウェア要件」など、評価には情報システムの高い専門性が求められていた。審査委員の評価の結果は「総合評価一般競争入札 技術評価審査委員採点表」に記録されていたが、その評価点に至った理由や根拠が記載されていなかった。</p> <p>また、審査委員の評価結果を確認したところ、一部の審査委員の評価について、</p>	<p>△検討中（今後の更新時に反映することを検討）</p> <p>監査意見の通り、今後の更新の際には適切な評価項目を設定し、情報化推進委員会における審査委員の意見や議事録等、落札者決定までの過程を記録に残すこととします。</p> <p>審査委員については、情報システム構築に関して専門性の高い知識を有する情報分野の主管部門へ審査委員への参加を要請する等、適切な評価を行えるような取組を実施することとします。</p>	<p>病院事業庁</p>

評価項目のほぼすべての項目を同一の点数（評価対象外の0点は含まず）で評価を実施した者がいた。

他方で、審査委員の構成を見ると、ほぼ全員が病院内の管理職層以上の者により構成されており、部署・役職名称を確認する限りでは、情報システムの調達に関する専門家はほとんど含まれていなかったと考えられる。

上記より、今回提出を受けた志摩病院医療情報システムの導入に関する総合評価について、一つ一つの項目に対して十分な評価がなされているかを確認することができなかった。

審査委員が評価を行う際は、評価点に至った理由や根拠を明確にし、記録を残すことが望ましい。また、総合評価に情報システムの高い専門性が求められる評価項目を設定した際には、審査委員の中に情報システムの調達手続に明るいものを複数名参加させたり、審査委員による審査の開始前に専門家等から情報システムに関するレクチャーを受けるなど、適切な評価が行えるような取組を行うことが望ましい。

【所管事項説明】

4 志摩病院産婦人科の一部再開について

1 経緯

志摩病院の産婦人科は、平成 21 年 3 月末に常勤の産婦人科医が退職し、平成 21 年 4 月以降、休診となっています。

こうした中、平成 21 年 6 月 26 日に、志摩地域のお母さん方の産後のフォローを中心とした助産師外来を開設（毎週火曜日と金曜日）する一方、産婦人科の再開をめざし、他県の病院等への訪問やインターネットの医師斡旋サイトによる公募などを通じて、医師確保に努めてきたところです。

(参考) 助産師外来対応件数

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
10	36	35	58	38	45	20	43	36	321

2 産婦人科の一部再開（非常勤医師）

この結果、東京都にある東京北社会保険病院と志摩病院との間で医師派遣協定書を締結し、本年 4 月から、月曜日（午後）と火曜日（午前）の週 2 回、志摩病院に対し、産婦人科医（非常勤医師 1 名）が派遣されることとなりました。

診療内容は、当面、婦人科の一般外来、婦人科検診のみですが、今後、妊婦検診等の実施について、伊勢地区の病院や診療所と調整のうえ、段階的に進めていく予定です。

また、産婦人科医が勤務することにより、助産師外来も充実させることができると考えています。

3 県民への周知について

関係機関、医療施設等への連絡調整はすでに順次進めており、地域住民に対しては、病院ニュース 4 月号、チラシ、ホームページ掲載、院内掲示等により周知を徹底するほか、毎月第 3 水曜日に病院内で開催しているおっぱい広場（母子交流会）においても、地域のお母さん方に直接周知していく予定です。

なお、産婦人科の常勤医の確保についても、引き続き努力してまいります。